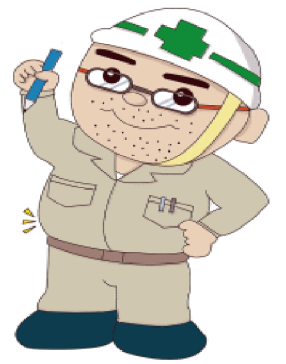


るくしよtimes 第10号



皆さん、こんにちは！！
設計・施行の工務店 六匠構築の福田です。
残暑が、まだまだ厳しいですね。
早く涼しくなって欲しいですね～。

さて、この秋に消費税を増税するかどうかが決まります。
でも、その前に消費税増税時に施行される住宅に関する
減税・給付処置が決まってきました。
まだ、調整等はあるみたいですが・・・。
少しご説明を。

- 1、住宅ローン減税が拡充されます。
要件に適用されれば、所得税の控除額が10年間で
合計の最大が 現況200万円から400万円に増
えます。新築でも中古住宅でも増築リフォームでもです。
- 2、消費税が適用される住宅を取得する場合、引き上げに
よる負担軽減のため、「すまい給付金」として現金が
給付されます。

それぞれ、適用要件や計算方法等があり金額も人によって
変わってきますが、もし消費税増税が決定し、増税後に
住宅を取得する人にとっては大きな助けになりますね。

もっと詳しく知りたい方は、お問合せをしてくださいね。

株式会社六匠構築 一級建築士事務所

大阪市旭区中宮2-6-4(旭通商店街内)

お客様専用お問い合わせダイヤル

050 050-3736-3311